

平成19年度から新たな農業施策がはじまります。(6月号で概要紹介)

「品目横断的経営安定対策」の加入申請が、来年4月1日から開始されます。

この対策は、「品目ごとの価格や農家への支援対策」から「認定農業者などの担い手に対象を絞った対策」に変わります。現在の米収入の下落対策である「稲作所得基盤確保対策」「担い手経営対策」に代わるものが「品目横断的経営安定対策」ですが、交付金の対象農業者は、認定農業者（朝来市では2.6 ha以上の経営面積が必要）か、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす集落営農組織（11.3 ha以上の経営面積）となります。

「品目横断的経営安定対策」の内、米が対象となる収入変動影響緩和対策交付金にかかる申出期間は、平成19年4月1日から6月30日までとなりますので、農家のみなさんは、対象農業者となり、安定した農業経営をめざしていただきますようご案内いたします。

加入金と減収額補てん金(交付金)について

収入変動影響緩和対策にかかる加入金（積立金）は、標準的（積立基準）収入額（過去5年間中庸3年平均）の2.25%です。

交付金額は、減収となった場合に標準的収入額と当年の収入額の差額の9割が補てんされます。

【試算例】 標準収入 1 ha 1,340千円 × モデル数値 14 ha = 標準的収入額 18,760千円とした場合の加入金は、422千円となります。

また、当年の収入額が17,800千円で標準的収入額18,760千円とした場合の減収額は960千円となり、その9割、864千円が交付金額となります。（ただし、積立金残高が標準的収入額の4.5%以上ある場合は納付免除となります。）

「農地・水・環境保全向上対策」と「営農活動支援対策」について

もう一つの新たな農業施策として、「農地・水・環境保全向上対策」とその2階部分と言われる「営農活動支援対策」事業がはじまります。

「農地・水・環境保全向上対策」は、担い手農家が農業経営に取り組む傍らで、畦草の処理や水路、農道の管理まで行うことが不可能となる状況を踏まえて、農業者を中心とし、非農家を含めた集落ぐるみで農地環境を守る取組みに対して、助成金が交付される対策です。

この対策では、平成19年度から5年間、取組みを行う区域の農地の内、農振農用地10 a当り4,400円の助成が受けられ、活動費用として使用することができるものです。集落内の合意形成と活動区域の調整を図り、取組みへの準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、上記対策の2階部分と言われる「営農活動支援対策」は、農地環境の保全に取り組む地域が、環境負荷軽減に向けた取組みを共同で行ったうえで、持続性の高い農業生産方式を導入した化学肥料と化学合成農薬の5割低減（エコファーマー認定者の取組が必要）などを行った場合に助成が受けられる対策です。この取組み意向集落につきましては、エコファーマーの認定など、諸準備が必要となります。

朝来市農業振興地域整備計画策定のお知らせ

本年度において、朝来市の農業振興地域整備計画を策定するものですが、今回の策定につきましては、旧町の計画を市の計画として一本化することを基本にしており、根本的な見直しを行うものではありません。

また、19年度から5年間実施される「農地・水・環境保全向上対策」の事業支援措置として、農振農用地の面積が基礎になるため、この事業の実施区域は、農用地区域からの除外や農地転用ができないことになります。

今後、概ね5年ごとに市が取り組む各種計画との整合性を図る中で、一体的な見直しを行うこととしていますが、一定の要件を満たす場合に限り（一般管理）、適宜除外することは可能ですのでご理解、ご協力をお願いします。



●問い合わせ

産業振興部 農業振興課 TEL 672 - 2774